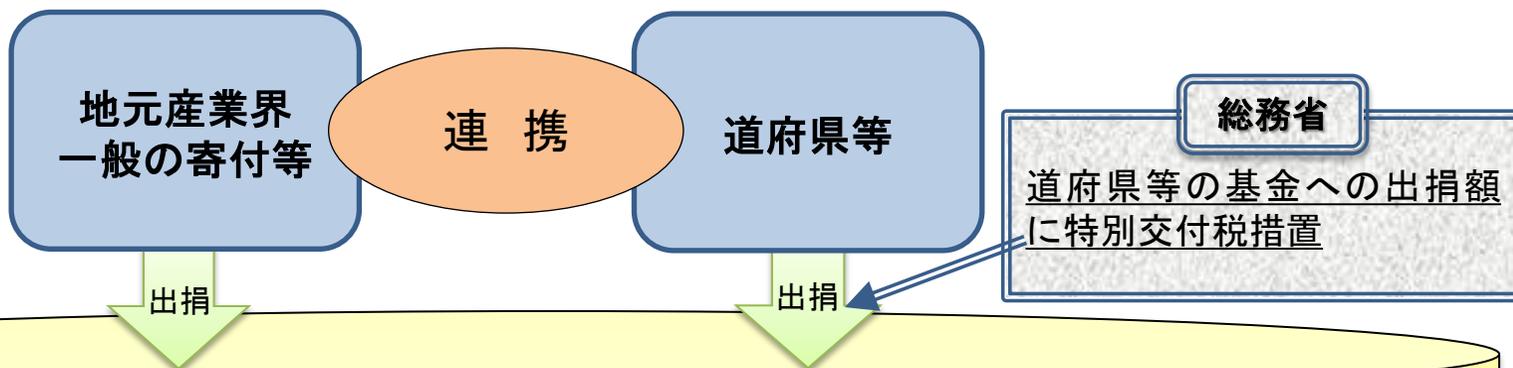


「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】



「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】
年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名
を設定

大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
 - ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など
- ※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（概要）

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について（平成27年4月10日付 自治財政局長通知（総財務第88号））

1. 趣旨

地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、総務省と文部科学省で連携し、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進を図る。

2. 取組の概要 ※詳細は下記「3. 対象」を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。

- ア 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材に係る資格等を決定
その上で、地方公共団体が中心となり基金を設置
- イ 地方公共団体が、支援対象者となり得る学生を日本学生支援機構へ推薦
- ウ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、優遇措置を講じたうえで貸付
- エ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

3. 対象 ※以下の（1）～（3）の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じる。

（1）支援対象者の要件

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件を決定。

（例）地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得 等

（2）基金について

- ア 地方公共団体や地元産業界等が出捐し基金を設置
- イ 基金の設置場所（直営方式・財団方式等）は地方公共団体の判断
- ウ 基金の形態は取り崩し型
- エ （1）の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

（3）地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置付けられたものである必要がある。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に係る特別交付税措置について

(1) 特別交付税措置の対象となる経費

設置された基金へ地方公共団体が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む）を対象とする。

ただし、地方公共団体が、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。
なお、果実運用型基金へ支出した額は、対象とならない。

(2) 措置率

0.5（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県《当該都道府県内に位置する市区町村を含む。以下同じ。》については、措置率を0.3とするものであること。また、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

(3) 措置上限額

一団体あたり1億円を上限とする。（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県については6千万円とする。）